

おせっかいな

# 傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟—控訴審—

No. 22  
2022年6月

2022年6月1日(水)、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第6回口頭弁論が行われました。傍聴には、報道も含め30名ほどの方が来ていました。そして、4月の裁判官の異動により、この日から裁判長含む3名の裁判官全員が入れ替わりました。

## ■引き継ぎ

**第一審で裁判長が変わった時は**、原告被告とも「弁論の更新※1手続き」で「意見陳述」を行いました。それまでの主張や反論をまとめ、双方が特に訴えたいこと、主張の骨子を直接口頭で伝える方法です。

裁判を引き継ぐということは、第一審から提出された膨大な量の「書面」を読まねばなりません。順を追って読みながら双方の主張の軸や重要な点を理解するには、裁判官といえども時間を要してしまいます。そこで、今回の裁判長はまず、「原告被告ともにこれまでの主張のポイント（膨大な書面の中でも特に理解してほしい「ココ!」というところ）を2週間以内に示してほしい」と伝えました。そして、原告も被告もお互いがどこを示したかがわかるように、その情報は共有した方がいいですね、と言っていました。

## ■原告の意見陳述

**この訴訟では**、原告の意見陳述が継続して行われていますが、東京地裁で今年5月にはじまった「3.11 子ども甲状腺がん裁判」では東京電力が反対し、裁判所も毎回の実施には消極的だそうです。5月26日に行われた第一回の口頭弁

論では原告の意見陳述が行われましたが、その後も継続されることを願います。原告が意見陳述の機会を求めている理由はこの裁判と同じ「一人ひとり置かれた状況は違う」ということ。北海道訴訟ではこの日も、一人の原告の意見陳述が行われました。

**最初に語られたのは**、原告が原発事故前までに歩んできた人生でした。自然豊かな生まれ育った町でコツコツと重ねてきた努力、そこに暮らす人々との交流、抱いていた夢。聞きながら、原告がその町に暮らしていた頃の情景が見えるようでした。事故後、子どもの顔に発疹がではじめ、学校の体育の授業が通常通り屋外で行われていることを知り避難を決めたこと。避難により人間関係が悪化し、地元で営んでいた店舗をスタッフごと人に譲らざるを得なくなったこと。そして、避難先で一からはじめることの困難さ。この日はじめて原告の声を聞いた3名の裁判官が、「抽象的規範的損害」を求める理由に、理解を示してくれたら…と思いました。

## ■その他の主張や国からの反論

**国と東電から**、原告の避難元で行っている土壌調査結果について、反論が出ているため、原告側からはその反論に対する反論を次回以降提出することになりそうです。東京電力の反論は、「測定に使用した機器の性能が明らかではない」「避難継続の相当性を判断するには、空間線量率※2を基準にすればよいため、土壌汚染の程度は考慮の対象とならない」などです。

国は、提出された土壌調査結果の内容は信用ができず、具体的に反論できないので、今回は「土壌の放射能汚染に関する法規範の認識の誤り」を指摘するにとどめたようです。

**次回の期日は、2022年9月14日(水)15時30分からです。**前回よりさらに30分遅いので、時間をお間違えないようにお気をつけください。

※1 弁論の更新→裁判官は概ね3年で異動になり、裁判によっては途中で裁判官が代わることもある。その場合、民事裁判では、それまでの口頭弁論の結果を陳述しなければならぬ、と定められている。これを「更新手続」という。とはいえ、実際は、法廷で新しい裁判官が更新する旨を伝え、原告被告とも「はい」と従い終了するものだが、大きな裁判においては、主張を理解してもらうために意見陳述する（口頭で伝える）ことがある。

※2 空間線量率→ある場所の時間あたりの放射線量のこと。人の臓器が集中する高さである地上1メートルを基準として通常計測される。